

※交付決定前に導入設備の契約および購入をした場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

個別相談の予約

電話または窓口にて個別相談を申し込む。
(4月1日～9月15日)
受付電話番号 創業経営支援課 TEL097-537-7014

個別相談の実施

日程調整した日時で、中小企業診断士が相談に応じます。
相談時には下記書類を持参。

【必要書類】

- 個別相談申込書 ……………※
- 大分市中小製造業設備投資事業計画書 ……………※
- 法人登記簿謄本(法人の場合/写し可)
- 定款の写し(法人の場合)
- 会社概要の分かる書類(パンフレット、会社案内、組織図等)
- 導入する機械等の製品カタログ等(価格、仕様等が明記されたもの)
- 従業員表(直近3年分)
役員・正社員・パート・アルバイト・派遣等 ……………※
- 決算書(直近3年分)
①貸借対照表 ②損益計算書(製造原価報告書・販管費明細表)
- 直近の試算表(決算期から2ヶ月経過しないときは不要)

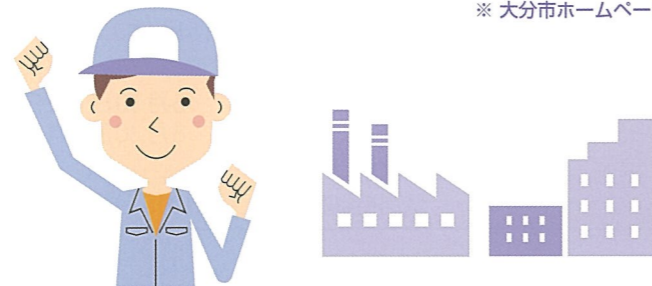
書類の提出

交付申請書及び提出書類一式を提出する。
(提出期限 個別相談を受けた翌月の15日まで)

【必要書類】

- 大分市中小製造業設備投資事業補助金交付申請書 ……………※
- 見積書の写し及び製品カタログ等(巻末資料を参照して見積書を徴収)
- 見積りに係る理由書 ……………※
- 導入予定場所の現況写真
- 市税完納証明書
- 非課税確認同意書
※事業所税、固定資産税、都市計画税の非課税税目がある場合
- 誓約書 ……………※
- その他市長が必要と認める書類

※大分市ホームページにてダウンロード可能



書類審査

予算の範囲内において、大分県中小企業診断士協会が総合的な審査を行います。



審査の結果により
交付決定通知が送付される。

交付決定

操業開始及び 実績報告書提出

設備導入を行い、操業を開始する。契約先に対象経費支払、必要な手続きが完了したら、30日以内に実績報告書、その他必要書類を提出する。

【必要書類】

●内容が確認できるもの

- 大分市中小製造業設備投資事業補助金実績報告書 ……………※
- 申請事業概要書 ……………※
- 完了場所の写真(機械装置・銘版の写真)

●金額が確認できるもの

- 補助対象経費にかかる支払を証明する書面の写し
(納品書、請求書、領収書、その他支払いを証明する書面)

●その他

- その他市長が必要とする書類(収支決算書等) ……………※

※大分市ホームページにてダウンロード可能

導入確認現地調査

おおむね導入1ヶ月後、中小企業診断士も同行して、現地調査を行います。

補助金額の確定

補助金額確定の手続きを行い、交付確定通知が送付される。

補助金請求書提出

大分市中小製造業設備投資事業補助金交付請求書^(※)を提出する。

※大分市ホームページにてダウンロード可能

補助金の受領

補助金が指定した口座に振り込まれる。

補助金交付後 3年間のモニタリング

補助金交付の翌年度以降3年間、決算報告書を提出し、事業成果を報告する。

資料

大分市中小製造業設備投資事業補助金交付要綱（平成27年8月20日施行）に基づく見積書の徴取の方法について

大分市が支出する補助金は、市税を原資としており、市内事業者の下支えにも役立てるため、**補助対象となる設備等については、原則として市内に事業所等を有する事業者に発注すること。**

ただし、規定数の見積書を市内に事業所等を有する事業者から徴取できない理由が次の①～④いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ①取り扱っている事業者が限られており、規定数以上の事業者から見積書を徴取できない。
- ②特殊な技術・知識・経験が必要とされ、市内事業者では目的を達成できない。
- ③特殊な物品であるため、購入先が特定される、又は契約の目的物を特定の者でなければ納入できない。
- ④継続的に導入している設備であり、他の事業者では対応できない。

■新品の場合

原則として、市内に事業所等を有する事業者2社以上の見積書を徴取し、提出してください。市内事業者2社以上から見積書の徴取ができない場合は、「見積りに係る理由書」を添付して提出してください。なお、その他市が必要と認める場合は、見積書の他に書類の提出を求められることがあります。

■中古品の場合

中古品を扱う事業者1社と、メーカーから新品の販売価格が記載された見積書を徴取し、提出してください。中古品を扱う事業者が市外事業者の場合は、「見積りに係る理由書」を添付して提出してください。なお、その他市が必要と認める場合は、見積書の他に書類の提出を求められることがあります。

●見積書の記載内容について

- 1. 見積項目等について、比較が可能な内容にすること。
- 2. 見積書、請求書、領収書は、発行元（事業所名、代表者名、所在地等）を同一にすること。

固定資産税の課税標準の特例について

令和3年6月に施行された「中小企業等経営強化法」により、中小企業者等が本市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する設備等について、一定の要件を満たす場合、地方税法の規定により、固定資産税の課税標準の特例（固定資産税が最大3年間免除）を受けることができます。

特例措置の適用要件等の詳細については、大分市ホームページにてご確認ください、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

固定資産税（償却資産）の申告について

新たに事業用設備等（リース資産は除く）を購入された場合は、固定資産税（償却資産）に係る申告が必要です。詳細については、資産税課 償却資産担当班（電話097-537-7293）までお問い合わせください。

お知らせ

お問い合わせ

大分市商工労働観光部 創業経営支援課
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 TEL097-537-7014

— 製造業を営む中小企業のみなさまへ —

令和4年度 大分市中小製造業設備投資補助事業 概要

会社の設備投資に補助金を活用しませんか!?

※交付申請前には必ず個別相談が必要です!

事業概要	
対象	製造業を営む大分市内に事業所を有する中小企業（個人企業を含む）
定義	●「製造業」とは日本標準産業分類に定める製造業をいう ●「中小企業」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう
対象要件	●創業から12ヶ月を経過し、かつ製造業を営んで12ヶ月を経過していること ●市税を完納していること ●財務状況が著しく悪くないこと等
事業目的	製造業を営む中小企業が経営の改善や生産力向上、競争力の強化のために行う設備投資に対しその費用を一部補助し、企業の成長を促進し活性化につなげていくことを目的とする。
補助対象経費	自社所有又は賃借している市内の工場の下記の内部設備(中古品を含む)の購入費用 ■機械及び装置 製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等（大型特殊自動車等の土木建設機械は除く） ■建物附属設備 生産事業（生産、加工）の工程上必要な設備（動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等）、受変電設備等 ※ソフトウェアの更新、パソコンの購入、工場の解体費、既存設備等の撤去費、処分費、事務費、消費税相当額は助成対象となりません。ただし、ソフトウェアの更新のうち、生産管理システムを新規に導入し、生産効率の向上やエネルギー利用の効率化を証明できる場合は助成対象とします。また、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等を受ける場合については、補助の対象としません。
申請手順	個別相談において予備審査を受けた後、申請書を提出
補助率	補助対象経費の1/2、上限200万円
導入期間	補助金交付決定後、売買契約のうえ、設備が稼働し、操業を開始し、かつ令和4年3月31日までに補助対象経費が支払われるものを対象とする。
導入後のモニタリング	設備導入の翌年度以降3年間は決算報告書を提出し、事業成果を報告する。
募集日程	■募集期間 ※予算に達したら募集期間内であっても終了します。 4月1日（金）～9月15日（木） ■個別相談日 4月27日・28日 5月30日・31日 6月29日・30日 7月27日・28日 8月30日・31日 9月29日・30日 ■申請書受付 個別相談を受けた翌月の15日まで



大分市